

議案第十三号

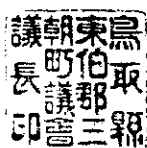
三朝町税条例の一部を改正する条例について
三朝町税条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十六年三月十七日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎



町税条例の一部を改正する条例

町税条例の一部を次のように改正する

(個人の町民税の非課税の範囲)

第二十四条第一項第三号及び第二項中「不具者」を「障害者」に改める

(均等割の税率)

第三十一条第一項第一号中「三〇〇円」を「二〇〇円」に改める

(個人の均等割の税率)

第三十二条を次のように改める

第三十二条削除

(所得割及び法人税割の税率)

第三十四条第一項中

「二万円以下の金額」 百分の三、九

「二万円をこえる金額」 百分の五、二

「七万円をこえる金額」 百分の六、五

「一十万円をこえる金額」 百分の七、五

「二十万円をこえる金額」 百分の七、五

「三万円以下の金額

三万円をこえ五万円以下の金額

五万円をこえ八万円以下の金額

八万円をこえ一五万円以下の金額

一五万円をこえ二〇万円以下の金額

二〇万円をこえ三〇万円以下の金額

三〇万円をこえ五〇万円以下の金額

五〇万円をこえ八〇万円以下の金額

八〇万円をこえ一〇〇万円以下の金額

に改める

(所得割の税額控除)

第三十四条の二を列える

第三十四条の二 第二十三条第一項第一号に掲ぐる者に扶養親族がある

場合において付当該者について 算定した所得割の額から当該扶養親族

百分の二〇

百分の二五

百分の三〇

百分の三五

百分の四〇

百分の四五

百分の五〇

百分の六〇

百分の七〇

百分の七五

一人に於りて三ロロロ日を控除する

(法人等の町民税の申告納付)

第四十八条第一項中「第六項」を「第七項」に同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める

(固定資産税の納税義務者)

第五十四条第二項中「土地台帳」を「土地登記法」に「家屋台帳」を「建物登記法」に「登録されてゐる者」を「登記又は登録されてゐる者」に「登録されてゐる個人」を「登記又は登録されてゐる個人」に「登録されてゐる法人」を「登記又は登録されてゐる法人」に「登録されてゐる第三百四十八条第一項」を「登記されてゐる法第三百四十八条第一項」に改め、同条第五項中「土地台帳」を「土地登記法」に「登録されてゐる者」を「登記又は登録されてゐる者」に「登録されてゐる日」を「当該土地を取得した日」に「当該土地又は保留地を取得した日」に「当該土地又は保留地に係る第

議長の届出又は申告を心なかつたことに因る固定資産税の不足税額及び生

滞金の徴収)

第七十三条の見出中「届出」を「申請」に改め、同条第一項中「土地台帳法若しくは家屋台帳法の規定によつて登記所に申告」を「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第八十条第一項若しくは第三項、第八十一条、八第九十三条第一項若しくは第三項、第九十三条の二第一項若しくは第三項、若しくは第九十三条の六の規定によつて登記所に登記の申請を」に「申告をしなかつた」を「申請又は申告をしなかつた」に「申告をした」を「申請又は申告をした」に改める。

（固定資産評価審査委員会の設置）

第七十八条中「土地台帳又は家屋台帳に登録」を「土地登記簿又は建物登記簿に登記」に改める。

（電気ガス税の課税免除）

第九十七条を次のように改める。

第九十七条削除

（電気ガス税の徴収の方法）

第九十九条第一項中「第四項」を「第六項」に、「第五十六条」を「第五

十五條」に改める

(普通堂収に係る電気ガス税の納期等)

第百五條第一項及び第百十條中「第四項」と「第六項」に改める

(木材引取税の特別堂収の手續)

第百二十二條第一項中「立木の所有者とする」と「素材とする目的をもつてする立木の賣買契約のときの立木所有者とする」に改める

第百二十三條中「伐採した素材」と「申告納付すべきことゝ存した木材引取税に係る素材」に改める

附 則

(施行期日)

この條例は公布の日から施行する

(適用)

この條例による改正後の町税條例第二十四條及び第百二十二條の規定は昭和三十五年分の町税から適用し、第三十一條、第三十四條、第三十四條の二及び第百二十二條の規定は昭和三十六年度分の町税から適用する

3. この条例の施行後不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第三条の規定により同法附則第十六条第一項の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の規定が適用される間は、この条例による改正前の町税条例の規定を適用する

4. 改正前の町税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった町税に付しては右を従前の例による